流通科学大学教育審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人中内学園組織規則第32条の規定に基づき、流通科学大学教育審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 審議会は、流通科学大学における教育研究活動等の内部質保証に関し、次 の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 全学における内部質保証の推進に関する事項
 - (2) 内部質保証の方針及び手続に関する事項
 - (3) その他内部質保証の企画・運営に関する事項 (構成)
- 第3条 審議会は、次の各号の委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 学長会議構成員の中から学長が指名した者 2名
 - (3) 各学部及び大学院研究科の専任教員 各1名
 - (4) 大学事務局長
 - (5) 学長が必要と認めた者 若干名

(委員の任期)

- 第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第5号の委員の任期は、学長が必要と認める期間とする。

(座 長)

- 第5条 審議会に座長を置き、学長をもって充てる。
- 2 座長は、審議会を招集し、その議長となる。
- 3 座長に支障があるときは、あらかじめ座長が指名した委員が議長となる。 (専門部会)
- 第6条 審議会は、必要があると認めたときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、本学教職員の中から座長が指名する。

(議事)

- 第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすること ができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座 長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の教職員又は外部の有識者を審議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、関係部局の協力を得て、学長室が行う。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項については、学 長会議及び審議会の議を経て、学長が別に定めることができる。

附則

- 1 この規則は、平成4年5月20日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に指名された第3条第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

この規則は、平成8年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年9月17日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年11月4日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年7月18日から施行する。

附則

この規則は、平成25年3月8日から施行し、平成25年2月16日から適用する。

附則

この規則は、平成28年2月16日から施行する。

附則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。